



看護学生奨学金貸与制度のご案内

東京高輪病院では、看護師を養成する学校に在学する方に奨学金を貸与します。この奨学金は、卒業後に看護師として当院に一定期間勤務していただいた場合、その返還が免除される有利な制度です。

1. 貸与対象者

看護師養成施設（大学、看護学校等）に在籍する学生

2. 貸与金額

一律 月額 5 万円

3. 受付期間 随時受付

4. 貸与人数 若干名

5. 貸与期間 奨学生になった日の属する年度から看護学校等を卒業する年度まで。 (留年した場合は貸与が中止になり、全額一括返還していただきます。)

6. 奨学金の返済免除

貸与の年数と同一期間を勤務した場合は返還を免除します。

7. 応募方法

まずはお電話ください。当院所定の申請書をお送りいたしますので、履歴書、在籍する学校の推薦書、世帯全員の状況を証する書類（住民票）、世帯全員の前年の所得の状況を証する書類（課税証明書）、成績証明書（**R7年度** 1年生の方は高校3年次の成績表の写し）を添付してお申し込みください。

※応募者が世帯主の場合、連帯保証人となる者の住民票及び課税証明書を添付してください。

8. 貸与の決定

書類審査と面接審査及び小論文により決定し、書面にて通知します。

9. 貸与手続

- ① 看護学生奨学金貸与契約書（当院所定書式）※奨学生、連帯保証人、当院の3者契約
- ② 奨学生誓約書（当院所定書式）

連帯保証人 1 名の署名・捺印と印鑑登録証明書が必要です。

※連帯保証人は、一定の職業をもち、かつ、独立した生計を有している者を保証人とし、保証人は奨学金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担します。

- ③ 送金を希望する金融機関の通帳のコピー（金融機関名、支店名、口座番号のわかるもの）
振込は毎月末（月末が休みの場合は前日）に月額を振込みます。

10. 奨学生の資格の取り消し

次の①～⑤に該当するに至ったときは、奨学生の資格を取り消す場合があります。

- ① 奨学生を辞退するとき。（自己都合により奨学生を辞退する場合は、「奨学生辞退届」の提出が必要です。）

- ② 自己の都合又は学則の定めるところにより看護学校等を退学したとき。
- ③ 新たな学年に進級できないとき。
- ④ その他奨学生が奨学金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- ⑤ 就学態度、成績等について特段の問題があり、奨学生とすることが適当でないと判断されたとき。

11. 奨学金の返還免除

(1) 次の①～③に該当するに至ったときは、奨学金の返還の債務を全額免除します。

- ①看護学校等を卒業後、当院において、常勤職員として引き続き上記5に定める貸与期間相当の期間又は院長が別に定める期間、業務に従事したとき。
- ②上記①の業務従事期間中に、業務上の事由により死亡したとき。
- ③その他、業務上の事由により、病院長が認めたとき。

(2) 看護学校等を卒業後、当院において、引き続き1年以上業務に従事した場合は、1年につき1年間分の奨学金の返還を免除できるものとします。

(ただし、院長が別に期間を定めた場合は、貸与総額を院長が別に定めた期間で除した額を1年分の免除額とします。)

(3) 奨学金返還の債務の全額又は一部を免除が決定した場合、書面により通知します。

12. 奨学金の返還

次の①～④に該当するに至ったときは、院長の指定した日までに貸与された奨学金の全額(ただし、上記11(2)に該当する場合にあっては、返還の債務を免除した額を減じた額)を返還しなければならない。

- ① 上記10の規定により奨学金の資格が取り消されたとき。
- ② 東京高輪病院の職員採用試験に不合格となったとき。
- ③ 卒業当年に看護師の免許を取得できないとき。
- ④ 上記11(1)①で定める期間を満たさずに退職するとき。

13. 延滞金

貸与した奨学金の全部(ただし、上記11(2)に該当する場合にあっては、返還の債務を免除した額を減じた額)を返還しなければならない日までに返還しなかったときは、本機構の規程に基づき延滞金を徴収します。

14. その他

奨学金貸与期間中、看護学校等の成績や出席状況等について書類を提出いただくことがあります。また、学習状況等を確認するための面接をお願いすることがあります。

奨学金制度についてご不明な点がありましたら、総務企画課(奨学金担当)までお問い合わせください。

【お問い合わせ・申し込み】

〒108-8606

東京都港区高輪3-10-11

総務企画課 奨学金担当

TEL 03-3443-9191

E-mail main@takanawa.jcho.go.jp